



【解 説】

本事例では、可住地のほぼ全域において、週末型別荘等の無秩序な開発が行われ、農地や森林等の蚕食的な宅地化が進行し、農地と宅地の混在や、住宅と住環境を悪化させる建物の混在を招き、結果として生活基盤が不十分な住宅環境が全域に形成されるに至ったと認識されている。

これら生活基盤が不十分なエリアでは、雨天時の冠水や、緊急時の避難路の確保が困難であること等が大きな課題となり、後追いの生活基盤施設の整備（道路施設や雨水排水施設の整備）を余儀なくされるに至った。

このため、本事例の自治体では、平成20年度、区域区分（線引き）を導入した。